

岡山県県産材利用促進指針の概要

第1章 指針策定の趣旨等

1 指針の趣旨

岡山県県産材利用促進条例（平成29年岡山県条例第30号。以下「条例」という。）第7条の規定により、県産材の利用の促進に関する基本的事項、施策を総合的に推進するために必要な事項を定める。

2 指針の位置付け

- (1) 県が定める「新晴れの国おかやま生き生きプラン」（以下「新プラン」という。）及び「21おかやま森林・林業ビジョン」（以下「ビジョン」という。）と目標を共有
- (2) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく国の基本方針に即した指針

3 指針の実施期間

平成29年度～平成33年度（5年間）

第2章 基本的事項

1 県産材の利用の促進に関する基本的方向と目標

- ・新プラン及びビジョンの県産材生産量の目標・・・530千m³/年
- ・供給体制の整備を推進するとともに、CLT等新製品の利用の促進や品質・性能に優れた県産材の国内外への需要拡大及び林地残材の利用を促進

(1) 県の取組

- ・県が整備する公共建築物における県産材の率先利用
- ・県産材の利用の促進に関する総合的な施策の策定、実施

(2) 県民等の理解及び協力

- ・県産材の利用の促進の意義について理解を深め、県産材の利用に協力

(3) 関係事業者相互の連携及び協力

- ・県産材の利用が促進されるよう、相互に連携・協力

(4) 市町村の役割

- ・市町村方針に基づき、県産材の利用の促進

2 県産材の利用の促進のために実施する施策

(1) 公共建築物への利用促進

- ・公共建築物の木造化・木質化や木製品の導入の促進

(2) 木造住宅等の普及促進

- ・木造住宅の普及促進と品質・性能に優れた県産乾燥材の積極的な利用の促進

(3) 販路開拓の促進

- ・国内外への販路開拓の促進

(4) CLT等の普及促進

- ・公共建築物等での利用の促進

(5) 県民等への普及・PR

- ・県産材利用の意義について普及・PR

3 県が整備する公共建築物における県産材の利用の目標

(単位：m³、%)

現況の年間利用量(A) (H23～27年度の平均)	5年間の目標量 (H29～33年度)	単年度平均(B) (伸び率：(B)/(A))
442	2,425	485 (110)

第3章 指針の推進に向けての取組

1 推進体制の整備

- ・岡山県木材需要拡大推進会議での関係機関との連絡調整

2 市町村との連携

- ・県は、市町村の県産材の利用の促進に協力・連携

3 施策の実施状況の公表

- ・県は、毎年、県産材の利用の促進に関する施策の実施状況を公表